

議案第 57～59 号、第 61～63 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第 57～59 号、第 61～63 号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

今回の改正の趣旨ですが、現在、管理栄養士国家試験を受験するためには、栄養士であることが要件とされています。しかし、令和 6 年法律第 53 号による栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者は、栄養士でなくとも管理栄養士国家試験を受験することが可能となります。

この栄養士法の改正に伴い、令和 6 年 12 月 27 日に公布された厚生労働省令第 164 号により、事業所や施設の人員基準等において「栄養士」と記載されているものについて、「栄養士又は管理栄養士」と記載することが示されことから、関係条例を整備するものです。

次に、改正内容についてご説明いたします。

条例中の人員配置基準等において、「栄養士」と記載されているものを「栄養士又は管理栄養士」と改正します。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日です。

3 ページをお願いいたします。

現行の厚生労働省令の規定では、施設の人員配置基準等において、全て管理栄養士が栄養士であることを前提として、単に「栄養士」と規定していましたが、今後は栄養士免許を取得していない管理栄養士が現れるため、これを分けて記載する必要があります。

4 ページをお願いいたします。

厚生労働省令の改正に伴い、本市条例でも同様に「栄養士」と「管理栄養士」を分けて記載するための整備を行います。

5 ページをお願いいたします。

改正の対象となる6つの条例について、介護サービスの種別ごとに一部改正を行います。

別に新旧対照表をつけておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上で、議案第57～59号、第61～63号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。